

中村学園大学(含む短期大学部)特待生規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、中村学園大学(含む短期大学部)(以下「本学」と言う。)の建学の精神に則り、本学に入学する学生の、授業料その他の納付金の全部又は一部を給付することにより、社会に有為な人材の育成に資することを目的とする。

(給付金)

第 2 条 給付金は、中村学園特別奨学基金より生ずる果実を以てこれに充てる。

(対象)

第 3 条 授業料その他の納付金の全部又は、一部を受けることができる者(以下「特待生」という。)は、本学が実施する試験入学選考において、特に優秀な成績を収め、入学した者とする。

(特待生の種類)

第 4 条 特待生の種類は A 特待生と B 特待生の 2 種類とする。

(特待生の数)

第 5 条 特待生の数は、あらかじめ学長と理事長が協議のうえ、理事長が定める。

(特待生の選考)

第 6 条 学部長は、試験入学選考の結果に基づき、教授会の議を経て、特待生候補者を学長に推薦する。

(特待生の決定)

第 7 条 学長は、前条の推薦に基づき、特待生を決定する。

(給付)

第 8 条 前 6 条により、A 特待生として決定した者には、入学金、毎年の授業料及び維持充実費の全額、B 特待生として決定した者には、入学金の全額、授業料及び維持充実費の 2 分の 1 額を給付する。

(決定の取消)

第 9 条 特待生が、学則による懲戒処分を受けたときは、特待生の決定を取り消す。

(停止及び復活)

第 10 条 特待生が、次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金を停止することがある。

(1) 学業成績又は素行等が不良となったとき。

(2) その他特待生として適当でないと認められたとき。

2 第 1 号の「学業成績不良」とは、A 特待生は、前年度の学業成績が学科において、上位 15%以下となった場合を指すものとする。

B 特待生は、前年度の学業成績が学科において、上位 30%以下となった場合を指すものとする。

- 3 学業成績不良により奨学金を停止された者の当年度の学業成績が、所属する学科において A 特待生は、上位 5%以上、B 特待生は、上位 20%以上となった場合は、奨学金を復活することがある。

(返還)

第 11 条 特待生は、給付金返還の義務を負わない。ただし、特待生の決定を取り消された者は、給付を受けた金額の一部又は全部を返還しなければならない。

(事務)

第 12 条 この規程に関する事務は、学生部が担当する。

(補則)

第 13 条 この規程の運用等に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。